

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収について

■仮徴収額決定通知書を4月上旬に送付

平成25年度国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料(以下「保険税(料)」)について、4月より年金からの天引きが始まる方へ、4月上旬に「仮徴収額決定通知書」を送付します。

■4・6・8月の年金から天引きされる保険税(料)は仮徴収額です

平成25年度の保険税(料)は、被保険者の平成24年中の所得等や平成25年4月1日現在の世帯状況により算定されます。

しかし、年間の保険税(料)は、平成24年中の所得が確定した後、7月にならないと決定しません。

このことから、4・6・8月(仮徴収期間)に納付していただく保険税(料)は平成24年度の保険税(料)から算出した暫定的な額(仮徴収額)となります。

※仮徴収期間を設けることで、1回あたりの徴収額の軽減を図っているものです。

■対象者・徴収方法
下記一覧のとおり

■口座振替への変更もできます

年金からの天引きではなく口座振替を希望される方は、申請により変更することができます。詳しくは、市民課国保医療担当にお問い合わせてください。

■年金からの天引きに該当されない場合

平成25年度は納付書もしくは口座振替により納付をしていただきます。

納期は、7月から翌年2月までの年間8回です。

平成25年度の保険税(料)は、7月に本算定を行い、7月中旬頃に通知を送付します。

■お問い合わせ

- *国民健康保険・後期高齢者医療
市民課国保医療担当
(内線1275129)
- *後期高齢者医療
県後期高齢者医療広域連合

☎055123615671

《対象者・徴収方法一覧》

国民健康保険	既に年金から天引きにより納付されている世帯	平成25年2月の年金から天引きされた金額と同額を4月・6月・8月に仮徴収します。
	平成25年度4月より新規で年金からの天引きとなる世帯 (①～④の条件をすべて満たす方が対象となります)	①平成24年度において、10月1日までに世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である。
		②(国民健康保険に加入している)世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
		③(国民健康保険に加入している)世帯主の介護保険料が年金から天引きされている。
		④(国民健康保険に加入している)世帯主の国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金(介護保険料が天引きされている)額の2分の1を超えない。
	平成24年度の国民健康保険保険税額を6回で除した額(100円未満切り捨て)を4月・6月・8月に仮徴収します。(年度途中で国民健康保険に加入された世帯の年税額は、前年度額を12ヶ月に換算した額になります。)	

*平成24年度において、10月2日以降に被保険者となり、上記の条件を満たす世帯については、6月以降、順次年金からの天引きが開始されます。

後期高齢者医療保険	既に年金から天引きにより納付されている方	平成25年2月の年金から天引きされた金額と同額を4月・6月・8月に仮徴収します。
	平成25年度4月より新規で年金からの天引きとなる方 (①～④の条件をすべて満たす方が対象となります)	①平成24年度において、10月1日までに、市へ転入されたり、75歳の誕生日を迎え、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となっている。
		②年額18万円以上の年金を受給している。
		③介護保険料が年金から天引きされている。
		④後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、年金(介護保険料が天引きされている)額の2分の1を超えない。
	平成24年度の後期高齢者医療保険料額を6回で除した額(100円未満切り捨て)を4月・6月・8月に仮徴収します。(年度途中で後期高齢者医療に加入された方の年保険料額は、前年度保険料額を12ヶ月に換算した額になります。)	

*平成24年度において、10月2日以降に被保険者となり、上記の条件を満たす方については、6月以降、順次年金からの天引きが開始されます。